

意見書案第2号

元慰安婦等による日本政府に対する損害賠償請求訴訟に関する
韓国ソウル中央地方裁判所の判決に対し断固たる措置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月15日

東近江市議会議長

市 木 徹 様

提出者

東近江市議会議員 山 本 直 彦

賛同者

東近江市議会議員 西 村 純 次

東近江市議会議員 西 村 和 恭

元慰安婦等による日本政府に対する損害賠償請求訴訟に関する 韓国ソウル中央地方裁判所の判決に対し断固たる措置を求める意見書

本年1月8日、韓国ソウル中央地方裁判所は元慰安婦等12人が日本政府を相手として提起した損害賠償請求訴訟において、原告の訴えを認め、日本政府に原告らへ各1億ウォンずつの支払いを命じる判決を宣告し、同月23日に同判決が確定した。

昭和40年の国交正常化の際に締結された日韓請求権協定は、日韓両国およびその国民、法人の間の請求権に関する問題が「完全かつ最終的に解決」したことを確認しており、わが国は韓国に対する無償3億ドル・有償2億ドルにおよぶ当時の韓国国家予算の約1.6倍にあたる資金供与を実施した。

また、平成27年の日韓合意では慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が両政府間で確認された。

今般の判決は、上記の日韓請求権協定に反するほか、二国間合意とも矛盾する。そのうえ、主権国家は他国の裁判権に服さないという主権免除の原則までも否定した国際法上、常軌を逸したものであり到底受け入れられるものではない。

そもそも慰安婦問題は、戦後に生み出された「従軍慰安婦」という言葉をもとに作り上げられた政治問題であり、事実の十分な証明がなされないまま、一方的に我が国が責任を自ら負わされるかたちで今日に至っている。判決にある「強制連行」といった事実も一切確認されておらず、事実に基づかない判決は、我が国の国益を損なうものであり、今後の両国の関係に多大なる影響を与えるものと深く憂慮する。

よって、国会および政府においては、よるべき正しい歴史認識を示し、取るべき立場を明確にしたうえで、我が国の主張の正当性が正しく認識されるよう国際社会と緊密に連携し、対外発信を強化するとともに、日本政府、日本国民の資産が侵害される状況に備え、断固たる措置をとることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月 日

東近江市議会議長 市 木 徹

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣